

令和5年度環境影響評価審査会(第3回)の質疑応答概要

環境立県推進課

■「資料1 アセス概要」、「資料2 東部広域アセス経過」に対する質疑

⇒ 質疑なし。

■「資料2 第1回審査会後の委員及び県、市町からの意見・確認と事業者の見解」に対する質疑 【動物、生態系】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	植物については移植後に増えた減った等の動態について記述があるが、動物への調査結果については数の増減の記載が無い。カスミサンショウウオなどは移植値で幼生と卵塊が確認できたとあるが、これの増減に関する調査は実施しているか。	カスミサンショウウオの評価については供用時に実施することとなっているため、今回は実施していないため、量的なところは確認していない。ただし、卵塊とかは確認できているため計測的に活動していることは分かっている。
2	動物(3)で、濁水による生物への影響について、沈砂池を設置するなどの対策を記載している。その保全措置の効果について、「動物(1)と同じ」と記載されているが、これはどういう意味か。 工事箇所の下流に生息場所があるが、ビオトープに移植しているので影響がないと言う意味なのか、それとも生息場所が濁水の影響を受ける場所より生息場所よりもっと下流にあるという意味なのか。 (補足：保全措置内容が違ってもかかわらず、その効果が同じと記載されているがそれは違うのでは無いかという意図。)	動物(3)に記載の濁水対策については、濁水による下流への影響対策として沈砂池を設置することで低減をはかっており、下流での問題は見られなかったと考えている。 カスミサンショウウオの移植については、濁水の影響を受ける箇所に生息していたものの移植を行った。 動物(1)に記載されている効果は動物全体としてのまとめとして記載している。ご指摘の通りなので記載内容を修正する。
3	生態系について、両生類の産卵環境となるビオトープを創出するとある。両生類がモリアオガエルなのか、カスミサンショウウオなのかなどで変わるとは思うが、ビオトープの片方の岸は森で、もう一方の岸は人工的なブロックの岸になっている。そのあたりの違いについて観察はしているか。 調査対象にはモリアオガエル、カスミサンショウウオどちらも対象になっているか。量的なものも含めて数年かけて調査するということか。	どちらも施設供用時の調査対象としている。 ただし、調査そのものは3年後の令和7年度での生息状況を調査することになっている。

【植物】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	ミズマツバについて、移植作業を行ったものの定着がなかったとある。検証結果に「ミズマツバは定着しなかったが、令和4年の区域周辺の調査において、周辺の水田で生育が確認されていることから回避低減が図られている」と記載があるが、追加調査で見つかった地点は工事実施区域から離れている位置にあるように見える。これを低減が図られていると言っているのか。	ミズマツバという種は主に水田で繁殖する種。生育には耕作等の適度な攪乱が必要と推測されると事後調査報告書に記載している。ビオトープに、種子が入った土を移植し代掻き等を実施したが発芽は確認できなかった。ただ、周辺の水田で生育が確認されているという状況もあり、地域の個体群として維持されているという点で低減が図られていると記載している。
2	実際には移植がうまくいかなかったという記述の方がよいのではないかと思うが。	移植してうまくいかなかったのは事実だが、ミズマツバは人為的な攪乱が入ることで生育する植物だと思う。事業者が設置したビオトープにおいて攪乱等を行って定着しなかったものより、今回見つかった水田のように、人為的な攪乱があるところで生育・保全されているものが自然であると考えて、この

		ように記述している。
3	ミズマツバについては、今後保全のしようが無いということで考えているのか。	環境省レッドリストの希少種だが、鳥取県内ではよく見られる種。できれば保全を行う方がよいとは思いますが、そこまで行う必要も無いのではと考えている。
4	ミズマツバについて、R4年の追加調査で踏査して事業エリアの南側で見つかったが、東側の田んぼではゼロ株となっている。今回見つかったこれらのエリアは事業実施前から生育していた場所なのか。	事業エリア東側については、過去の調査結果としてこのあたりで確認されたという記録はない。南側については工事実施前にはモニタリングを実施していない場所。 なお、R4年度の追加調査ではミズマツバが確認できそうな場所として東側と南側の水田を調査した。
5	その場合、南側エリアについては昔からあって今もあるのか、今回調査して新たに見つかったものなのか分からない。 そのため、地域個体群として確保できているという評価、数が減ったかという評価はできないと思う。事業者の評価結果としては、南側に十分に生息しているので問題無いという評価なのか。	これまでの有識者ヒアリングでも千代川水系ではミズマツバが確認されていると聞いている。R4追加調査の踏査の際も事業エリア内で見つけようとしたが、水田等に生育する種ということもあり、事業エリア内では見つからなかった。 ミズマツバは、この地域としては割と見られる種であったため、近くで見つかったのであれば大丈夫でないかと思ひ資料のとおりに記載している。
6	となるとそもそも事業値エリアはミズマツバの生育適地でなかったと言うことか。	事業実施前の調査で見つかった個体群は休耕田であった場所でたまたま見つかったもの。そこからビオトープに移植して生育を試みたが、人為的な攪乱が必要な種であるようで生育しなかった。 そういったこともあり、R4年に事業エリア周辺に調査を広げて確認してみたところ。
7	ミズマツバについて、環境省のレッドリスト云々ではなく、事業者が保全対象として措置を講じるよう決めたものなので、その措置についてはよく事業者で考えること。 そのうえで、ミズマツバは地域の個体群として保全されているからよいという意見であるが、地域の個体群としてはどういった個体群が生育していたと考えているか。メタ個体群として維持されていると考えられているのか。	わざわざ他地域から移植する種ではないと考えていたので、もともとこの地域にある個体のなかままでと考えている。 専門家からもメタ個体群として維持されているとヒアリングしている。
8	メタ個体群であれば、工事前に生育していたもの位置的にどちらがソースでどちらがシンクになっているのかという話。上流側で個体群がなくなってしまったのであれば、今後この地域で個体群が存続するという話になった場合、下流域で見つかった個体群がソースになるので、いま残っている場所の状況についてはよく調べられた方がよい。	もともと工事前に発見した場所が長い間人の手が入っていなかったところでたまたま見つかったものというところもあるが、それを移植してどうだったかというのを調べたところ。 人の手が入ったからうまくいかなかったという解釈もあるが、いずれにしても専門家のご意見を伺ったうえで記載している。 ただ記載の内容に問題があるようであれば、また改める。 R4追加調査で発見された個体群については、そもそもなぜここにあったのかということを確認して見る必要がある、ということ整理させていただきたい。
9	植物に関して、環境保全措置の効果の見通しとして、コナラ群落の減少が予測されるとある。検証結果でコナラ群落の減少があったとあるが、それは予測の範囲内なのか。それとも予測の範囲より多く減少してしまったのか、そのあたり調査をおこなっているか。	今回土地の改変を行っているので、群落が減少する計画ではあった。ただし、その後植栽を行うこととしているので、それを具体化して言っているところ。それらの面積についてはまだ具体的に調査を行っていない。
10	コナラ群落の植樹について、調達先はどのように考えているか。よく分からないところから持ってきて植樹するのは非常によくないので、地域に元々あった種子からの苗木で行う方がよい。そのあたりの計画について、どのように考えているか。	仕入れ先等を確認して、他地域からの苗木を仕入れると言うことであれば、ご意見を参考に植樹計画を考えたい。

■「資料3-3 事後調査計画の変更」に対する質疑

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	調査井戸の深さは。	15m。
2	変更内容は、調査地点3カ所を設けていたものが、事業父格の新たな地点1カ所になるということでよいか	よい。
3	調査井戸について、地下水位とかであれば一点あればよいが、水質となると本来複数箇所あった方がよいと思う。 ただ新しい調査地点はこの度は施設直下の井戸になるのでそこはまあいいかなと思う。それよりも、地下水が通っている地質がどこなのか(調査しようとしている地下水の帯水層を拾えているか)、が大切なので、その点はチェックしておいた方がよい。	了解。参考にする。